

令和4年度
第1回志布志市総合教育会議

令和4年5月16日(月)午後1時30分～
志布志庁舎4階 庁議室

< 会 次 第 >

1 開 会

2 市長あいさつ

3 協 議

- (1) 地域コミュニティ協議会の設立推進について
- (2) 小規模校入学特別認可制度に係るスクールタクシーの見直しについて(案)
- (3) 令和4年度に取り組む学校の在り方検討について(案)

4 その他

5 閉 会

令和4年度 第1回志布志市総合教育会議 出席者名簿

	職 名	氏 名	備 考
1	市 長	下 平 晴 行	
2	教育委員	松 原 治 美	
3	教育委員	島 津 陽 亮	
4	教育委員	津 町 千 代 子	
5	教育委員	益 田 裕 子	
6	教育長	福 田 裕 生	
7	副市長	溝 口 猛	事務局
8	総務課長	小 山 錠 二	
9	教育総務課長	萩 迫 和 彦	
10	教育総務課長補佐	児 玉 雅 史	
11	教育総務課長補佐兼施設係長	福 元 義 仁	
12	学校教育課長	上 木 勝 憲	
13	学校教育課参事兼指導係長兼指導主事	池 之 上 敬 一	
14	生涯学習課長	江 川 一 正	
15	生涯学習課長補佐兼生涯学習係長	河 野 尚 仁	
16	企画政策課長	西 洋 一	
17	企画政策課共生協働推進室長	立 岡 勇 作	
18	企画政策課共生協働推進室地域政策係長	溝 口 茂 樹	
19	総務課長補佐	下 出 克 也	

志布志市総合教育会議設置要領

(設置)

第1条 市長と教育委員会が、円滑に意思疎通を図り、教育の課題及び目指す姿等を共有しながら、同じ方向性のもと、連携して効果的に教育行政を推進していくため、志布志市総合教育会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 会議は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第1条の4第1項の規定により、次に掲げる協議及び事務の調整等を行う。

- (1) 志布志市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定に関すること。
- (2) 志布志市の教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に構すべき施策に関すること。
- (3) 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置に関すること。

(構成員)

第3条 会議は、市長及び教育委員会（以下「構成員」という。）をもって構成する。

(会議)

第4条 会議は、市長が招集し、必要に応じて開催する。

- 2 教育委員会は、その権限に属する事務について協議する必要があると思料するときは、市長に対し協議すべき具体的事項を示して、会議の招集を求めることができる。
- 3 会議において構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。
- 4 会議の議長は、市長をもって充てる。

(意見聴取)

第5条 会議は、協議を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者の出席を求めるなど、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第6条 会議は、公開するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、この限りでない。

- (1) 個人の秘密を保つため必要があるとき。

- (2) 会議の公正が著しく害されるおそれがあるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、公益上特に必要があるとき。

(議事録)

第7条 市長は、会議の終了後、遅滞なく、その議事録を作成し、これを公表するものとする。

- 2 議事録の公表は、会議に出席した構成員及び意見聴取した者による議事内容の確認後、前条ただし書きにより公開しないとした部分を除き、市の窓口において閲覧に供し、かつ、市のホームページに掲載することにより公表するものとする。

(庶務)

第8条 会議の庶務は、総務課において処理する。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会議に諮って定める。

附 則

この要領は、平成27年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年5月19日から施行する。